

〔論 説〕

建設アスベスト訴訟における
改修・解体作業従事者に対する
建材メーカーの責任

渡 邊 知 行

- 一 はじめに
- 二 判例の動向
- 三 建材メーカーの過失責任
- 四 今後の課題

一 はじめに

建設アスベスト訴訟の事案における作業従事者の健康被害の全体像は、多数の建材メーカーらが、多種多様なアスベスト含有建材を長期間にわたって大量に製造販売したところ、新築建物の建築、改修・解体の現場でこれらの建材を使用した作業従事者らが、建材から大量に発生するアスベスト粉じんにはばく露されて、長期間の潜伏期間を経て、中皮腫、肺がん、石綿肺など重篤な石綿関連疾患を発症するというものである。

2008年5月以降、作業従事者らは、東京、横浜、大阪、京都、福岡、札幌などにおいて、40数社の建材メーカーら及び国に対して損害賠償を求めて提訴し、下級審判決が集積されてきた。[1] 横浜地判平成24年5月25日訟月59巻5号1157頁（神奈川1陣第一審判決）、[2] 東京地判平成24年12月5日判時2183号194頁（東京1陣第一審判決）、[3] 福岡地判平成26年11月7日（九州1陣第一審判決）、[4] 大阪地判平成28年1月22日判タ1426号49頁（大阪1陣第一審判決）、[5] 京都地判平成28年1月29日判時2305号22頁（京都1陣第一審判決）、[6] 札幌地判平成

29年2月14日判時2347号18頁（北海道1陣第一審判決）、[7] 横浜地判平成29年10月24日（神奈川2陣第一審判決）、[8] 東京高判平成29年10月27日判タ1444号137頁（神奈川1陣控訴審判決、[1]の控訴審判決）、[9] 東京高判平成30年3月14日（東京1陣控訴審判決、[2]の控訴審判決）、[10] 大阪高判平成30年8月31日判時2404号4頁（京都1陣控訴審判決、[5]の控訴審判決）、[11] 大阪高判平成30年9月20日判時2404号240頁（大阪1陣控訴審判決、[4]の控訴審判決）、[12] 福岡高判令和元年11月11日（九州1陣控訴審判決、[3]の控訴審判決）、[13] 東京高判令和2年8月28日判時2468・2469号15頁（神奈川2陣控訴審判決、[7]の控訴審判決）、[14] 東京地判令和2年9月4日（東京2陣第一審判決）である。

第1陣の提訴の段階において、原告らは、被害の実態に応じて、建材を製造販売した主要な建材メーカーらによる共同不法行為ないし競合不法行為として、40数社のメーカーを被告として、損害賠償を請求したところ、請求が棄却されていた（[1]、[2]、[3]、[4]、[6]、[9]）。予備的請求において、原告ごとに、損害を発生させた可能性が高い建材メーカーを絞り込んで被告とすることによって、民法719条1項後段を通じて、原告らの一部の請求が認められるようになった（[5]、[7]、[8]、[10]、[11]、[12]、[13]、[14]）。

すべての控訴審判決について、最高裁に上告受理が申し立てられたところ、2021年5月17日、最高裁は、4つの控訴審の上告審の判決を言渡した。上告を受理した争点について判断して、建材メーカーら、国が賠償責任を負う法的根拠などを判示して、上告を棄却し、あるいは、原判決を破棄して高裁に差戻す判決を言渡した（**[1]** 最判令和3年5月17日民集75巻5号1359頁（[8]の上告審判決）、**[2]** 最判令和3年5月17日民集75巻6号2303頁（[9]の上告審判決）、**[3]** 最判令和3年5月17日判時2498号52頁（[10]の上告審判決）、**[4]** 最判令和3年5月17日判時2500号49頁（[11]の上告審判決））。

[1] 判決は、民法719条1項後段の趣旨及び要件を明確にしたうえで、同項後段が寄与度不明の事案に類推適用されるとして、第一審被告らは、集団的寄与度の範囲で連帯して損害賠償責任を負うものと判示した⁽¹⁾。**[2]** 判決は、「相応の信用性」がある国土交通省のデータベースを通じて、建材を製造販売した被告企業の市場シェアによって、被告が製造販売した

建材が作業現場に到達した事実を推認することを認めた⁽²⁾。他方、【3】判決及び【4】判決は、屋外作業においては、粉じんの濃度が屋内作業よりも低いことを理由として、建材メーカーの警告表示義務を否定した。

同年6月9日、国の賠償責任に関しては、議員立法によって「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」（建設石綿給付金法）が成立した⁽³⁾。所定の石綿関連疾患に罹患した労働者、一人親方及び中小事業主に対して、国によって、所定の給付金が支給される制度が整備され、翌2022年1月19日に施行された。建材メーカーは、この基金制度の財源を拠出することがなく、各地で訴訟が継続している。

その後、2022年6月3日、最高裁は、【13】神奈川2陣控訴審判決の上告審において、建材メーカーによる改修・解体作業従事者に対する警告表示義務違反を認めない判断をした（【5】最判令和4年6月3日判時2543号・2544号55頁（【13】の上告審判決）⁽⁴⁾）。

これらの最高裁判決にしたがって、【15】札幌地判令和4年4月28日（北海道2陣第一審判決）、【16】札幌高判令和4年5月30日（北海道1陣控訴審判決、【6】の控訴審判決）は、建物建築の屋外作業に従事した者に限定して、建材メーカーに対する請求を一部認容した。

筆者は、建材メーカーの警告表示義務についての論稿として、首都圏・関西の1陣控訴審判決（【8】、【9】、【10】、【11】）の後に、「建設アスベスト訴訟における建材メーカーの警告表示義務」⁽⁵⁾を公表した。本稿では、薬害事案の判例に照らしながら、建材メーカーについて、予見可能性ないし警告表示義務の始期、警告表示義務を負う相手方の範囲について検討した。新築建物の建築作業だけでなく、建物の改修・解体作業においても、作業従事者が、アスベスト含有建材から発生する粉じんにはばく露されて、石綿関連疾患に罹患する危険がある。新築建物の建築作業よりも、大量の粉じんが飛散する状況にあり、今後もかつてアスベスト含有建材が使用された多数の建物が改修・解体されることが予定されており、これまで粉じんにはばく露された作業従事者が将来的に潜伏期間を経て石綿関連疾患を発症することが見込まれるだけでなく、今後も作業従事者が粉じんにはばく露されて健康被害の発生が拡大する懸念がある⁽⁶⁾。筆者は、上記の論稿において、改修・解体作業においても、「アスベストの危険性や安全対策について専門的な知識を有し、最新の情報にアクセスできる立場にある、建材メーカーが工事を行う事業者」に警告表示をする義務を負うことを主張

建設アスベスト訴訟における改修・解体作業従事者に対する建材メーカーの責任

した⁽⁷⁾。

本稿では、建材メーカーについて、建材を製造販売するに当たって、改修・解体作業従事者に対して、どのような内容の結果回避義務を負うべきかを、これまでの判例の動向を踏まえて（二）、上記の前稿で参照した薬害事案の判例などを改めて考察することを通じて、検討することにした（三）。

二、判例の動向

[5] 京都1陣第一審判決は、建設アスベスト訴訟判決において、初めて、民法709条に基づく被告らの責任を認めるとともに、民法719条1項後段を類推適用して、原告らの被告メーカーらに対する請求を一部認容した。被告建材メーカーらの責任について、「市場に流通する製品の使用者は、一般に、当該製品に内在する危険を認識し、これを防ぐ手段を十分に有していないのに対し、製品を製造、販売する者は、製品の危険性を予見し、これを管理する手段と能力を十分に有していることからすると、製品使用者に対し、製品について社会通念上当然に具備すると期待される安全性を確保すべき注意義務を負っている」と判示した。「とりわけ、製品使用者の生命、身体の安全に関わる事柄について、製品を製造、販売する者は、侵害される法益の重大性に鑑み、最高、最新の学問、技術水準に基づいて当該製品から発生する危険を予見し、被害発生を防止するために必要かつ相当な対策を、適時かつ適切に講ずべき高度の注意義務を負っている」という。製造業者は製品使用者よりも製品の危険性に関する専門的知識や安全を確保する手段を有していることを踏まえて、製品による生命・身体の侵害について、製造物責任法が施行される以前に、民法709条の過失責任においても、保護法益の重大性を考慮して、高度の注意義務違反に基づく賠償責任を認めるものである。

[5] 判決は、被告メーカーらの注意義務の具体的な内容として、「石綿粉じん曝露防止対策の実効性を確保するのに必要かつ有効な対策」として、「当該建材自体又はその最小単位の包装に、石綿含有の有無及び量、その危険性（石綿粉じん曝露により石綿肺、肺がん、中皮腫など生命に危険をもたらす重篤な疾患を発症する危険があること）及び対策（石綿吹付材であれば送気マスクの着用、それ以外の石綿含有建材であれば防じんマスクの着用及び電動工具使用時の集じん機装着）等を、明確かつ具体的

に、印刷又はシール貼付その他適切な方法によって表示すべき義務があった」とものと解し、新築建物の建築作業従事者に対しては、被告らに警告表示義務違反があったことを認める。作業従事者の健康被害を回避するためには、警告情報を建材に表示する方法に実効性があり、このような警告表示をする注意義務に違反したものととして、被告らの過失責任を認めたのである。他方、改修・解体作業従事者に対しては、「警告表示を直接視認することがない上、現場監督等を通じての指揮監督も期待できないから」、「警告表示による結果回避可能性はないというほかない」として、被告らの警告表示義務違反を認めなかった⁽⁸⁾。このような第一審の判断は、[10] 控訴審判決においても維持されて、最高裁による上告受理申立ての不受理決定によって確定している。

その後、多数の下級審判決は、[5] [10] 判決が判示したように、被告メーカーらについて、新築建物の建築工事の作業従事者に対しては警告表示義務違反を認めるが、他方、建物の改修・解体工事の作業従事者に対しては、警告表示義務を負わないものと解している（[8]、[11]、[12]、[14]、[15]、[16]）。

そのなかで、[7] 神奈川2陣第一審判決は、被告建材メーカーについて、「危険性を有する石綿を含有する建材を製造・販売する以上、同製造・販売に際し、同建材を使用する者との関係において、その危険性の重大性・石綿関連疾患の重篤性に鑑み」、新築建物の建築作業と改修・解体作業を区別することなく、作業従事者に対して警告表示義務を負うものと解した。改修・解体作業については、「主要ばく露建材として原告らが指摘する建材の種類、製品数は多数に及ぶところ」、「各被告企業製造・販売に係る石綿含有建材に起因する石綿粉じんが、それぞれ、解体工である本件元建築作業従事者らの石綿関連疾患へのり患に影響を及ぼしたと認めることは困難である」と判断した。これに対して、控訴審の [13] 判決は、民法719条1項後段を類推適用して、被告らの警告表示義務違反による賠償責任を認めたところ、最高裁は、[5] 判決において、警告表示に実効性がないなどとして、被告らの責任を否定している。

そこで、本項では、建材メーカーによる改修・解体作業従事者に対する警告表示義務について、[5] 最高裁判決と原審 [13] 判決との相違点を明確にしたうえで、[5] 判決とともに多数の下級審判決が否定する理由の当否を検討する。

1 最高裁判決（【5】判決）

【5】最高裁判決は、建材メーカーについて、建物の改修・解体作業従事者に対する警告表示義務違反を否定した。反対に、このような義務違反を肯定した原審〔13〕判決をみたうえて、【5】最高裁判決がこのような義務違反を否定する根拠について、〔13〕判決と比較しながら考察する。

（1）原審の判断（〔13〕判決）

原審は、被告建材メーカーらについて、「危険性を有する石綿を含有する建材を製造・販売する以上、同建材を使用する者との関係において、その危険の重大性、石綿関連疾患の重篤性に鑑み」、「各建材を製造・販売するに当たり、同建材の使用者が同建材に含有される石綿に起因する粉じんにはく露し、石綿関連疾患にり患することを防止するために」、改修・解体作業従事者に対しても、次のような警告表示義務違反があるものと認定した。まず、作業従事者が石綿関連疾患にり患する「結果の回避を可能とする警告表示の方法」として、「個々の石綿含有建材自体に警告表示をする方法のほか、施工完了部位に貼付する警告表示材料（ラベルや表示シールなど）と、これを貼付するよう新築工事の施工者に依頼する文書とを建材に添付する方法や、当該石綿含有建材に関する注意書と、これを建物所有者に交付するよう依頼する文書とを建材に添付する方法（これにより、建物所有者が石綿含有建材の種類、施工箇所等の情報を保管しておき、建物の改修・解体の際、当該情報を施工業者に伝えることが期待できる。）などが考えられる」とした。そのうえで、「このような方法をとっておけば、改修・解体工事の事業者は、石綿含有建材の有無、種類及び施工箇所等を事前に把握し、有効な石綿粉じんばく露対策をとることができるから、改修・解体工事作業従事者が石綿粉じんにばく露することを相当程度防止することができた」と判断したのである。

原審は、被告メーカーらが建材を製造販売するにあたって、建材の使用者が石綿関連疾患にり患することを回避する義務を負うことを前提として、建材やその添付文書に警告情報を表示することを通じて、さらに、建物所有者が警告情報を保管して建物所有者から改修・解体工事を行う事業者へ情報が伝えられることが期待できることによって、改修・解体作業従事者は、石綿粉じんにばく露されることを防止できると解している。

(2) 最高裁判決

最高裁は、次のように判示して、上告人メーカーらについて、改修・解体作業従事者に対する「警告情報を表示すべき義務を負っていたということとはできない」と解した。

「石綿含有建材の中には、吹付け材のように当該建材自体に本件警告情報を記載することが困難なものがある上、その記載をしたとしても、加工等により当該記載が失われたり、他の建材、壁紙等と一体となるなどしてその視認が困難な状態となったりすることがあり得る。また、建物において石綿含有建材が使用される部位や態様は様々であるから、本件警告情報を記載したシール等を当該建材が使用された部分に貼付することが困難な場合がある上、その貼付がされたとしても、当該シール等の経年劣化等により本件警告情報の判読が困難な状態となることがあり得る。本件警告情報を記載した注意書及びその交付を求める文書を石綿含有建材に添付したとしても、当該建材が使用された建物の解体までには長期間を経るのが通常であり、その間に当該注意書の紛失等の事情が生じ得るのであって、当該注意書が解体作業従事者に提示される蓋然性が高いとはいえない。そして、上告人らは、建材メーカーであり、上記の貼付又は交付等の実現を確保することはできない。これらに照らせば、原審の説示する上記の方法は、いずれも解体作業従事者が石綿粉じんにはばく露する危険を回避するための本件警告情報の表示方法として実現性又は実効性に乏しいものというべきであり、上告人らが石綿含有建材を製造販売するに当たり、ほかに実効性等の高い表示方法があったということもできない」という。

さらに、最高裁は、「加えて、上告人らは、その製造販売した石綿含有建材が使用された建物の解体に関与し得る立場になく、建物の解体作業は、当該建物の解体を実施する事業者等において、当該建物の解体の時点での状況等を踏まえ、あらかじめ職業上の知見等に基づき安全性を確保するための調査をした上で必要な対策をとって行われるべきものことができる」という。

(3) まとめ

原審 [13] 判決は、被告メーカーらについて、解体・改修作業従事者に対しても、新築建物の建築作業従事者に対するのと同様に、建材やその添付文書に警告情報を表示することを通じて、建物所有者が警告情報を保管

して工事を行う事業者に警告情報が伝えられることが期待できるとして、警告表示義務違反を認めた。これに対して、最高裁は、原審が判示する警告表示の方法について、建材に表示することが困難である場合があること、また、長期間が経過して警告情報の判読が困難になり、警告情報の添付文書が紛失しうることを理由に、このような状況のもとでは建物所有者を通じて警告情報が伝えられることは期待できず、作業従事者に警告の内容が伝えられる実現性・実効性を欠くものと解し、さらに、改修・解体作業における作業現場の安全を確保する対策を講じる義務を負うのは、作業に関与できない建材メーカーではなく、工事を行う事業者であることを理由として、被告メーカーらによる警告表示義務違反を否定した。

最高裁は、建材メーカーについて、改修・解体作業従事者に対する注意義務の内容として、争点となっている警告表示に限定して判断し、警告表示義務違反を否定するものである⁽⁹⁾。建材メーカーは、作業従事者の健康被害を回避する高度の注意義務を負うのであれば、【5】判決では争点とされていないが、改修・解体作業従事者に対して、警告情報を伝達する他の手段も含めて、粉じんのばく露を防止するために他の対策を講じる義務を負うものと解する余地もある。

また、建物の改修・解体作業においては、専ら事業者が雇用契約に基づく安全配慮義務を履行することによって、作業従事者が粉じんにばく露されることを防止する対策を講じるものと解している。しかし、事業者がこのような対策を講じるためには、事業者が建材の危険性に関する警告情報を入手することが不可欠であり、事業者の対策の前提として、建材メーカーによる警告表示に実現性・実効性がないのであれば、他の手段によることを検討する必要がある。

これらの課題を検討するために、次に、下級審判例の動向をみたうえで、改めて検討課題を提示することにする。

2 下級審判例の動向

【5】京都1陣第一審判決に続いて、【5】最高裁判決までの多数の下級審判決は、【5】判決と同様に、また、【5】判決以降の下級審判決は、【5】判決にしたがって、被告メーカーらについて、新築建物の建築作業従事者に対する警告表示義務違反を肯定するが、改修・解体作業従事者に対する警告表示義務違反を否定する。これらの判決は、【5】判決が判示する理由

のほか、様々な理由を挙げており、【5】判決と合わせて検討する必要がある。

(1) 【8】神奈川1陣控訴審判決

判決は、被告メーカーらについて、「製品の安全性確保義務の一態様として、製品に内在する危険の内容及び回避手段について、利用者に警告する義務がある」と解したうえで、次のように判示した。

「新規使用時に建材が加工され他の建材と一体となって建築物の構成部分となることや、石綿含有建材の出荷から補修・解体による撤去・廃棄まで長期間が経過することなどからすると、石綿建材企業が出荷時に行う警告表示によって、これらの作業者に実効性のある警告をするのは困難である。むしろ、完成後の建築物における石綿含有建材の使用状況は個々の建築物により異なり、複数種の石綿含有建材が出荷時と異なる形態で使用されていることも一般的であると考えられることからすると、通達（昭和61年、昭和63年）や平成7年改正後の安衛則（労働安全衛生規則）、特化則（特定化学物質障害予防規則）にあるように、補修・解体工事を行う事業者において石綿含有建材の使用状況を調査した上で必要な対策を採るのが実際の」である、という。

判決は、実効性のある警告表示が困難である理由として、「建材の出荷から補修・解体による撤去・廃棄まで長期間が経過すること」のほかに、「新規使用時に建材が加工され他の建材と一体となって建築物の構成部分となること」を挙げている。建材が建物の構成物となることによって、建材に表示された警告情報が視認しにくくなることを考慮する。また、改修・解体作業においては、建材メーカーでなく、作業の事業者が作業従事者の健康被害を回避する対策を講じることを求める理由として、「建材が出荷時と異なる形態で使用されていること」を重視するとともに、事業者が労働省通達や労働法規による対策を義務づけられていることを挙げている。

(2) 【10】京都1陣控訴審判決

判決は、被告メーカーらについて、「最高、最新の学問、技術水準に基づいて当該製品から発生する危険を予見し、被害発生を防止するために必要かつ相当な対策を、適時かつ適切に講ずべき高度の注意義務」を負うも

のと解したうえで、次のように判示した。

「改修や建替の前提となる解体作業に従事する者は、建材メーカーの警告表示を直接視認することがない上、現場監督らからの指揮監督により、警告表示の内容が伝達されることも期待できないから、解体作業従事者との関係においては、警告表示による結果回避可能性はない」。「解体工事については、上記のような現場監督らによる警告表示の内容の伝達は期待できないから、結果回避可能性があるとはいえない。」「新規施工時に危険性の継続（解体工事）も念頭においた警告表示を行うことは非現実的であり、結果回避可能性がないといわざるを得ない。解体作業従事者の石綿粉じん曝露及び石綿関連疾患罹患防止対策は、事業者が安全配慮義務を履行することに委ねるほかない」という。

判決は、建材メーカーについて、作業従事者の健康被害を回避する高度の注意義務を負うことを明確にしているが、建材メーカーによる警告表示によって、改修・解体作業従事者が、警告表示を「直接視認すること」がなく、「現場監督らからの指揮監督により」警告表示の内容を「伝達されることも期待できない」ことによる、健康被害の結果回避可能性がないことを理由として、警告表示をする義務を負うことを否定する。そのため、改修・解体作業において作業従事者の健康被害を回避するには、建材のメーカーによる警告表示によることはできず、工事を行う事業者が、作業従事者に対して、雇用契約上の安全配慮義務を尽くすことによるほかはないと判断する。

(3) [11] 大阪1陣控訴審判決

判決は、被告メーカーらの警告表示義務について「もともと製品を製造販売する際の付随義務として生じているものである」と解したうえで、次のように判示した。

「購入者に対し、危険性が正しく伝達される限り、建物完成後の改修・解体時における危険性の伝達は、購入者以降の者に託されているとみるのが相当である。また、昭和61年通達、昭和63年通達、平成7年改正後の安衛則、特化則にあるとおり、改修・解体工事における建築作業従事者の石綿粉じん曝露からの保護は、改修・解体工事を行う事業者が行う対策によって図られることが予定されている」という。

判決は、建材メーカーによる警告表示義務について、「製品を製造販売

する際の付随義務」であり、建材の購入者のほかに射程が及ばないものとして、改修・解体作業の現場における警告情報は、建材メーカーによるのではなく、建材の購入者を介して伝達されるものと解している。また、建物の改修・解体作業において、作業従事者の健康被害を回避する対策を講じる義務を建材メーカーが負わない理由として、[8] 判決と同様に、工事を行う事業者が労働省通達や労働法規による対策を義務づけられていることを挙げている。

(4) [12] 九州1陣控訴審判決

判決は、被告メーカーらについて、「購入し、使用する者との間には、製品の組成やそこに起因する危険性の有無・内容に関して大きな情報格差が存在」する状況のもとでは、「製品の有用性確保のために使用において一定の危険が発生することを免れないのであれば、危険に関する情報を正しく使用する者に対して伝え、その上での使用を可能とすることで危険を発生させないようにする義務」を負うものと解したうえで、次のように判示した。

「被告企業らは、石綿含有建材を製造・販売する際に、警告義務を負うものである以上、改修や解体時には既に製造・販売に基づき義務を負う段階にはないというべきであって、改築や解体を行っていた者に対して警告義務を負うとまでは認められない」という。

判決は、建材メーカーによる警告表示義務について、製造販売の段階における義務であるとして、新築建物の建築作業従事者を対象とするが、改修・解体作業従事者を対象としないものと解している。

(5) [14] 東京2陣第一審判決

判決は、被告メーカーらについて、「製品に内在する危険に関する情報を有しており、又は、当該危険性を予見し、これを管理する手段と能力を有しているのに対し、製品使用者は、上記危険に関する情報を有しておらず、危険を防ぐ手段を十分に有していないのであるから、製品の製造・販売者は、製品使用者に対し、製品について社会通念上当然に具備すると期待される安全性を確保すべき注意義務」である「合理的安全性配慮義務」に基いて、[10] 判決と同様に、「その当時入手可能な最高、最新の学問・技術水準に基づいて、当該製品から発生する危険を予見し、被害発生を防

止するために必要かつ相当な対策を適時かつ適切に講ずべき高度の注意義務を負うものと解したうえで、次のように判示した。

「警告表示は、石綿含有建材の製造・出荷時になされるものであって、石綿含有建材の新規使用を想定したものであり、表示の対象者も新築工事ないし改修工事において、石綿含有建材を新規に使用して作業に従事する建築作業従事者に対してのものであり、改修工事や解体工事に際して既に加工された石綿含有建材を取り扱う作業に従事する者を対象とするものではない。」「改修・解体工事の時点では、新築工事の際に使用された石綿含有建材は、他の建材と一体となって建築物を構成しており、製造出荷の際になされた警告表示がなされていたとしても、これを視認することは困難であること、改修・解体工事は、新築工事から長期間を経て行われ、かつその時期も建物ごとに異なるものであることからすると、このような状態に加工された石綿含有建材について、新規使用の時点で実効性のある警告表示を行うことは困難であるといえる。昭和61年通達や昭和63年通達、平成7年改正特化則や石綿則においても、事業者において改修・解体工事の際に生じる石綿粉じんについての曝露防止対策を講じることが想定され、製品製造者において対策を行うことは想定されていないが、これは、上記のような構造的な困難に基づくものと解される」という。

判決は、まず、[12] 判決と同様に、建材メーカーについて、製品使用者に対して高度の安全確保義務を負うものと解するにもかかわらず、製造販売時の警告表示について、改修・解体作業従事者を対象としないものと解した。また、[7] 判決と同様に、改修・解体作業に際して視認することが困難であり、改修・解体作業においては、新築工事から長期間を経るだけでなく、新築の時期が「建物ごとに異なる」ことも理由として、実効性を欠くという事情があるために、労働省通達や労働法規による行政規制が、建材メーカーでなく、工事を行う事業者に対して、作業従事者の健康被害を回避する対策を講じることが義務づけられていると解している。

(6) [15] 北海道2陣第一審判決

判決は、被告メーカーらについて、「石綿関連疾患は人の生命・身体に関する重大な危険を及ぼす」ので、「石綿含有建材を購入し、又は使用する者に対して危険性に関する情報を正しく伝達し、適切な予防措置を具体的に認識させることで、危険を生じさせないようにすることが期待されて

いた」ことに基づく警告義務を負うものと解したうえで、次のように判示した。

「被告企業らが負う警告表示義務は、危険性を有する製品を製造販売した事実に基づき、これを使用する者に危険性を正しく伝達するために負うものと解されるから、その対象となる相手方としては、当該建材に警告表示が付されなければ、当該建材の危険性を知ることが合理的に期待し得ない者が想定される。しかるに、国は、改修・解体工事に従事する業者に対し、①建築物の解体・改修等の工事における石綿等の除去・封じ込め等の作業などを行う際、石綿等が使用されている箇所及び仕様の状況の事前把握及び作業者に対する石綿使用箇所等の周知を図るなどの対策を自主的に講ずるように指導することなどを求めるほか（昭和63年通達）、②建築物の解体等の作業を行うときは、あらかじめ、石綿等が使用されている箇所等を調査し、記録すること（平成7年改正後の特化則38条の10）や柱等として使用されている鉄骨等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合、作業場所を他の作業を行う場所から隔離すること（同38条の11）等を義務付けており、係る調査等によって石綿含有の有無等の危険性を知ることが、合理的に期待できた。すなわち、改修・解体工事における石綿粉じんばく露の危険性は、製造販売業者の警告指示によって回避するのではなく、当該改修工事等に従事する者が安全配慮義務を尽くすことによって回避することが想定されていた」という。

判決は、建材メーカーによる警告表示について、「当該建材に警告表示が付されなければ、当該建材の危険性を知ることが合理的に期待し得ない者」を対象とすると解する。そして、改修・解体作業においては、労働省通達や労働法規による行政規制によって、建材メーカーでなく、工事を行う事業者には調査が義務づけられていることから、作業従事者の健康被害を回避する対策は、建材メーカーによる警告表示によるのではなく、工事を行う事業者による安全配慮義務の履行によることが想定されているという。

(7) [16] 北海道1陣控訴審判決

判決は、被告建材メーカーらについて、[14]判決と同様に、高度の注意義務を負うものと解したうえで、次のように判示した。

「新築工事において使用された石綿含有建材は、他の建材と一体となっ

て建築物の構成部分となることや、石綿含有建材の出荷から、その使用後の撤去、廃棄までには長期間が経過することなどからすると、石綿含有建材の製造販売者が出荷時に行う警告表示によって、これらの作業者に実効性のある警告をするのは困難であるからである。改修工事又は解体工事に従事する者の石綿粉じんへの曝露については、昭和 61 年労働省通達、昭和 63 年労働省通達や平成 7 年改正後の安衛則、特化則にあるとおり、改修工事又は解体工事を行う事業者が、その防止に必要かつ実効的な対策をとるべきものである」という。

判決は、【5】最高裁判決の判示にしたがって、改修・解体作業従事者の健康被害を回避するために、建材メーカーが警告表示義務を負うことを否定した。改修・解体作業において、メーカーによる警告表示に実効性がないことについては、[7] 判決と同様の理由を挙げ、建材メーカーでなく、工事を行う事業者が対策を講じる義務を負うことについては、労働省通達や労働法規による行政規制を根拠とする。

(8) まとめ

これまでみてきた下級審判例は、改修・解体作業従事者の健康被害を回避するための粉じんばく露防止対策について、建材メーカーによる警告表示義務を否定するものである。その根拠としては、【5】最高裁判決が判示したように、①警告表示に実効性がない、②作業現場の対策は、建材メーカーによる警告表示でなく、もっぱら作業の事業者による安全配慮義務の履行によって講じられる、さらに、③建材メーカーによる建材の製造販売時の警告表示は、新築建物の建築作業従事者を対象とするものであり、改修・解体作業従事者を対象とするものではない、という。

①について、【5】判決がいうように、新築から改修・解体作業までに長期間が経過することによって、建材の警告情報が判読できなくなり、建材に添付した文書が紛失するなどして、また、建材が建物の構成物となることによって ([8])、警告表示に実効性がないのであれば、1 (3) で述べたように、作業従事者の健康被害を回避する他の手段を検討するべきである。

②について、【5】判決に前後する判例は、労働法規（安衛則、特化則）や労働省通達が工事を行う事業者に作業従事者の健康被害を回避することを義務づけることも根拠とする傾向がある（[11]、[14]、[15]、[16]）。

作業従事者の健康被害を回避するには、建材が含有するアスベストの有害性・危険性、作業現場での粉じんのばく露を回避する対策について、工事を行う事業者よりも専門的な知見や情報にアクセスできる立場にある、建材メーカーによる対策が講じられることが必要である。行政規制とともに、建材メーカーが対策を講じる義務を負うこと、工事を行う事業者が雇用契約における安全配慮義務を負うことは併存しうるものであり、これらのすべてが十分に協働して行われて、作業従事者の健康被害が十分に回避できるといえる。

③について、建材メーカーの警告表示義務の相手方の範囲について、警告表示義務を基礎づける作業従事者の安全を確保する義務の法的根拠と内容が関わることになる。判例のなかには、製造業者と製品使用者との情報や対応力の格差などを理由として（[12]、[14]）、民法709条の不法行為責任において、建材メーカーが高度の安全を確保する義務を負うことを明示するものもある（[10]、[14]）。他方、[11]判決は、売買契約における「製品を製造販売する際の付随義務」と解して、警告表示義務の相手方を建材の購入者に限定する。

これらの課題を検討するには、製造物責任法が施行される前における、民法709条の不法行為責任について、製造物に起因する有害な化学物質による健康被害の事案の判例を考察することが有益である。次項では、建設アスベストの事案に照らしながら、薬害やガス湯沸器事故の判例を考察することにする。

三 製品事故の判例による建材メーカーの責任の考察

製造物責任法が施行される前に、スモン訴訟やクロロキン訴訟などの薬害事案においては、製薬会社が製造販売した医薬品を患者が服用することによって、医薬品の副作用による重篤な健康被害が集団的に発生し、民法709条を適用して、製薬会社に損害賠償責任が課されてきた。このような被害を迅速に救済することも考慮して、製造物責任法が制定されるに至っている。判例は、製造物責任法が施行される以前においても、製薬会社が患者よりも副作用被害に関する専門的知識や予防する手段を有することを考慮して、製薬会社に医薬品の安全を確保する高度の注意義務があるものと解することによって、薬害の被害者の救済を進めていたのである。また、製造物責任法が施行される以前の時期である、1980年4月から1989

年7月にかけて製造販売された、ガス湯沸器が修理業者によって不正に改造されて屋外排気がなされない状態が生じることによって、住居にガス湯沸器を設置して使用した者が一酸化炭素中毒によって死傷する数十件の事故が各地で発生していることが、2006年ころに報道されて社会問題となり、後に判決を通じて、ガス湯沸器を製造販売したメーカーについて、薬害の事案と同様に、高度の注意義務があるものと解されて賠償責任が認められている。

これらの事案は、建設アスベストの事案と同様に、製造物に起因する有害な化学物質による健康被害の事案である。そこで、これらの判例を、建設アスベストの事案に照らして考察することによって、①建材メーカーが、改修・解体作業従事者に対してどのような内容の結果回避義務を負うべきであるのか、②建材メーカーは、改修・解体工事を行う事業者が作業従事者の健康被害を回避する対策を講じることが義務づけられていても、結果回避義務を負うものと解するべきであるのかを検討する。さらに、建材メーカーに結果回避義務違反が認められる場合に、民法719条1項後段を類推適用に際して、被告が製造販売した建材の作業現場到達事実をどのような事実に基づいて推認するのかを検討する。

なお、前稿では、建材メーカーの警告表示義務について、メーカーらの予見可能性ないし結果回避義務の始期、相手方の範囲を考察するために、薬害の判例を考察した⁽¹⁰⁾。本稿においても、前稿で取り上げた判例を取り上げるが、改修・解体作業従事者に対する建材メーカーの結果回避義務の内容を検討するという観点から、改めてこれらの判例を考察する。

1 建材メーカーの結果回避義務の内容

薬害事案において、製薬会社の結果回避義務について判示する重要な判例として、東京スモン訴訟判決（東京地判昭和53年8月3日判時899号48頁）、クロロキン訴訟東京高裁判決（東京高判昭和63年3月11日判時1271号3頁）がある。また、ガス湯沸器事故の事案として、札幌地判平成23年3月24日消費者法ニュース89号178頁がある。

(1) 薬害

東京スモン訴訟判決は、被告製薬会社について、医薬品を製造販売する場合には、新薬を製造販売する場合には最高の技術水準による実験を実施

し、販売が開始されている医薬品を製造販売する場合には、文献や情報の収集、実験を通じて早期に副作用を認識する予見義務を負うものと解したうえで、次のように判示した。

「予見義務の履行は、それ自体が副作用の危険の発生防止の意味を持ち得るものではなく、製薬会社をしてみずから結果回避義務の前提となる予見を可能ならしめることに、その意義があるのであるから、製薬会社は、予見義務の履行により当該医薬品に関する副作用の存在ないしはその存在を疑うに足る相当な理由（「強い疑惑」）を把握したときは、可及的速やかに適切な結果回避措置を講じなければならない。」「そして、この結果回避措置の内容としては、副作用の存在ないしその『強い疑惑』の公表、副作用を回避するための医師や一般使用者に対する指示・警告、当該医薬品の一時的販売停止ないし全面的回収などが考えられるのであるが、これらのうち、そのいずれの措置をとるべきかは、前記予見義務の履行により把握された当該副作用の重篤度、その発生頻度、治癒の可能性に加えて、当該医薬品の治療上の価値、すなわち、それが有効性の顕著で、代替性もなく、しかも、生命・身体の救護に不可欠のものであるかどうか、などを総合的に検討して決せられなければならない」という。

さらに、キノホルム製剤のように、「長年にわたってヒトの内用に供されてきた医薬品につき、単に添加剤などに従たる成分の配伍を変えたのみで、これを新薬として製造・販売する場合において、製薬会社に要請される注意義務の内容」について、販売開始後の医薬品を製造販売する場合の注意義務との「若干の相違点」として、「①予見義務については、剤型や、添加剤その他の従たる成分の変更により、吸収率の増加ないし相乗効果などの抽象的危険性が増加することが考えられるため、実験とか他の製薬会社に対する副作用報告の照会などの研究・調査義務が加重されるほか、前記指示・警告義務の一環としての適応症の限定についても、意識的な検討がなされるべきこと、また、②結果回避義務については、前記の回避措置のうち、一時的販売停止、全面的回収等の措置が、製造・販売を開始しない旨の不作为に変容すること」を挙げる。

判決によれば、製薬会社は、強く疑われる副作用の重篤度や発生頻度に応じて、医薬品の価値も考慮して、警告情報の表示だけでなく、販売停止や回収などの措置を講じる義務を負うことになる。長期間にわたって服用されてきた医薬品を、剤型や添加剤の成分などを変更して新薬として製造

販売する場合には、副作用の危険性が増加する可能性があることを重視して、結果回避義務が加重されるのである。

クロロキン訴訟東京高裁判決は、被告製薬会社について、医薬品の開発段階で、予見義務を尽くしたうえで重篤な副作用が判明した場合には、医薬品の製造販売は認められないとしたうえで、次のように判示した。

「副作用が存在することが明らかな場合はもちろん、その存在が疑われるにもかかわらず、有用性の見地からする医学上の必要性があるとして、ある化学物質を、医薬品として、製造し、輸入し、これを販売しようとするのであるならば、少なくとも自らにおいて事前に、右の副作用の詳細な内容、すなわちその種類、程度、ひん度、重篤性等をできるだけ正確に、そして回避できるか否か、もし回避できる可能性があるならば、その手段、方法等を掌握したうえで、当該医薬品の最終使用者である医師や患者らを含む一般国民に対し、これを正確、十分に伝達する体制を整えておくべきものである。」「その医薬品と特定の副作用との因果関係が医学、薬学その他関連科学上合理的根拠をもって完全に払しょくされない限り、重篤度、発生ひん度、可逆性か否か等の当該副作用の特質とその医薬品の治療、予防上の必要度等を比較衡量したうえで、警告にとどめるか、適応の一部を廃するか、あるいは全面的な製造、輸入、販売を停止し、さらには流通している医薬品を回収するか、等その状況に応じていずれかの措置を講ずる義務がある」という。

判決がこのように解するのは、「製薬業者は、確かに一面では医薬品の供給によって人の生命、健康の維持、増進に貢献していることは否めないけれども、反面では本質的に人の生命、健康に危害を及ぼす危険をはらむ化学物質を医薬品として商品化すべく製造し、輸入し、販売することにより利益を挙げることを事業目的としているうえ、その商品たる医薬品に宿命的に多かれ少なかれ存在する副作用を事前または事後に知り得る施設と能力を有するのに対し、当該医薬品を投与され服用する側の一般国民は、製薬業者からの情報を信頼する以外に安全性を確認するすべがなく、自らが副作用を知り防衛するなどということは期待し得べくもないのが通常であって、このような両者の立場や能力の相違にかんがみ、そして何よりも人の生命、健康の大切さを考える」からである⁽¹¹⁾。

判決によれば、製薬会社は、製造販売した医薬品による副作用被害を回避するために、開発段階で重篤な副作用が判明した場合には製造販売が認

められないことを前提として、副作用が判明しまたは疑われていても、疾患の治療に有用で必要性のある医薬品として製造販売する場合には、副作用の情報について、医薬品を使用する医師や患者だけでなく、将来的に医薬品を使用する可能性のある一般の国民に周知することが求められる。そのうえで、東京スモン訴訟判決が判示したように、警告情報の表示だけでなく、販売停止や回収などの措置を講じる義務を負うことになる。このように高度の結果回避義務を負う理由として、製薬会社が利益を得るために商品として医薬品を製造販売し、服用する患者にとって何よりも重要な生命・身体を侵害する医薬品の副作用の情報を把握する施設や能力を有するのに対して、医薬品を使用する一般の国民は、副作用による健康被害を回避するために、製薬会社からの情報を信頼するほかはないことが挙げられている。

潮見教授は、「人体に影響を及ぼす食品・医薬品・化学製品」の製造業者等の製造物責任について、これらの判決と同様に、「事故の製品により被害が出ていないか追跡調査をする」義務があり、「権利・法益侵害を孕んだものであることを合理的な製造業者であれば予見できるとき、製造業者等は、製品の危険性の公表、警告の発信、指示、製造・販売の中止（出荷停止）、回収といった損害の発生・拡大を防止する措置を講じる義務を負う」と解する⁽¹²⁾。これらの判決は、民法709条の過失責任において、人の生命・身体が保護法益とされることを重視して、製造業者に高度の結果回避義務を課すことを通じて、製造物責任法が施行される以前に、製造物責任法を基礎づける危険責任、報償責任、信頼責任を製造業者の責任に反映させるものである⁽¹³⁾。

(2) ガス湯沸器事故

前掲札幌地判平成23年3月24日は、被告メーカーらについて、「既に全国的な規模で不正改造がされていた事実を認識していた」状況のもとで、札幌、苫小牧の一酸化炭素中毒による死亡事故が発生し、不正改造による事故であることが上層部に伝えられたことを認定したうえで、次のように判示した。

「汚れた空気を屋外に排出する仕組みの湯沸器により室内で一酸化炭素中毒が発生し、4人もの人命が失われたことは、極めて異常かつ重大な出来事である。しかも、被告らは、事故の直接の原因となった不正改造が、

札幌や苫小牧の一部の軽率な修理業者によってたまたま行われたのではなく、全国の広い範囲で多数行われていることも認識していたのである。しかも、本件7機種を利用する一般の消費者としては、利用する湯沸器が不正改造されたものかどうかはもちろん分からないし、屋外自動排気の湯沸器である以上、作動すれば屋外排気も当然にされると信じて疑わないであろうし、修理の仕方いかんでは湯沸器が作動するのに屋外排気がされない異常事態が発生し得ることなど想像もできないはずである。」

「自動車や医薬品が事故や副作用の危険と隣り合わせの製品であるのと同様に、ガス製品も火災や一酸化炭素中毒の危険と隣り合わせの製品であるから、ガス器具の製造メーカーや発売元は、利用者の身体生命が危険にさらされないよう企業活動すべき社会的責務を負う。したがって、全国の消費者向けに本件7機種を多数製造販売したY₁及びY₂としては、どんなに遅くとも、苫小牧事故が発生した直後の時期には、自社製品によって利用者の生命身体に危害が及ばないように可能な限りの安全対策を講じる義務を負うものと解する」。

被告らは、「徹底した全国一斉点検と利用者に危険を知らせる広報活動（警告措置）」の実施が可能であるにもかかわらず、このような措置を行っていない。「徹底した一斉点検と広報活動を行っていたなら」、「本件湯沸器の不正改造が判明していた蓋然性は高いとみられるし、」被害者が、「プラグをコンセントから外して本件湯沸器を使用することの危険性は認識できた蓋然性も高いとみられるから、本件事故の発生は回避できた蓋然性は高かったものというべきである」という。

この事案では、被告メーカーが製造販売した湯沸器の排気装置が修理業者を通じて不正改造された欠陥によって、製品使用者の生命・身体に危害が生じうる。それにもかかわらず、消費者は湯沸器の作動により自動的に屋外排気がなされるものと信頼して湯沸器を購入して使用し、不正改造がなされていることや屋外排気がなされない異常事態が発生する可能性を認識できない状況にある。判決によれば、被告メーカーは、多数の不正改造が全国の広い範囲で行われていることを認識しており、製造販売後も事後的に製品使用者の生命・身体に危害を回避するために、可能な限りの安全対策を講じる義務を負うのである。実際に措置を講じた場合には事故を回避することができた蓋然性が高い対策を講じる必要があり、その具体的な手段として、全国一斉点検、広報活動による警告が挙げられている。

(3) 建材メーカーの責任

建設アスベスト訴訟の事案において、建材メーカーは、アスベスト粉じんにはばく露されることによって、重篤な石綿関連疾患に罹患する可能性があるという医学的知見を認識しまたは認識できる状況のもとで、アスベストを含有しない代替の建材を製造できるにもかかわらず、すでに防火剤や断熱材として使用されてきた安価なアスベストを含有する建材を製造販売して収益を上げてきた。新築建物の建築作業や既存の建物の改修・解体作業の現場において、作業従事者は、建材から飛散する粉じんにはばく露されることになる。さらに、作業現場の周辺に粉じんが飛散することによって、作業現場の周辺で居住や就労をする者も粉じんにはばく露される危険がある⁽¹⁴⁾。建材が劣化することによって粉じんが飛散して、建物の居住者や利用者が粉じんにはばく露されることもある。

建材から飛散するアスベスト粉じんの危険性について、建材メーカーは認識しまたは認識できる立場にある。これに対して、一般の市民、また、作業従事者、工事を行う事業者もこのような情報に容易にアクセスできない。建物に使用される建材がアスベストを含有することも認識できない状況にある。建物に使用され建材の安全性については、製造販売したメーカーによって安全性が確保されているものと信頼するほかはない。

これまでアスベスト含有建材を使用した多数の建物は、改修・解体が継続的に進められており、作業の現場では、粉じんのばく露を防止する対策が不十分である場合には、大量の粉じんが飛散して、作業従事者、さらに周辺の住民や就労者が粉じんにはばく露されて、重篤な石綿関連疾患に罹患する健康被害が広範に発生する可能性が高い。建材メーカーは、このような危険性のあるアスベスト含有建材を製造販売して、建材が多数の新築建物に使用されている。これらの建物は、将来的に解体されることとなる。建材メーカーは、(1) (2) でみた判例がいうように、このような健康被害を回避するために、建材の売買契約に付随する購入者に対する義務にとどまらず、民法709条の不法行為責任における高度の注意義務として、建材を製造販売した後も継続して、製造販売した建材を使用した建物が供用される通常のプロセスである、新築から解体に至るまで粉じんのばく露による重篤な健康被害を回避する可能な限りの対策を講じることが求められるのである⁽¹⁵⁾。

建材メーカーの過失責任において、粉じんにはばく露されて石綿関連疾患

にり患する可能性について、判例において予見可能性が認められる始期は、医学的知見が確立された時期である。建材メーカーは、アスベストの危険性に関する情報について、十分に認識しまたは認識できる立場にあり、そのような状況のもとで、安価な防火剤・断熱材としてアスベストを含有する建材を製造販売して収益を上げているのであり、何よりも重要な生命・身体を侵害する重篤な健康被害を回避するために、工事を行う事業者や作業従事者に対して、さらに一般の市民に対しても周知させる必要がある。その手段は、二でみた判例が被告らの責任を認めてきたように、建材やその包装、添付文書などに警告情報を表示して、新築建物の建築作業の従事者に情報を伝達することに限られるべきではない。作業の内容や粉じんにはく露される程度を問わず、新築建物の建築作業だけでなく、建物の改修・解体作業の従事者に対しても、【3】【4】最高裁判決が判示するように屋内作業の従事者に限定することなく、さらに、クロロキン訴訟東京高裁判決がいうように、一般の市民に広く情報を伝達する手段を確保する体制を整備する必要がある。建材への警告情報の表示が改修・解体作業従事者に実現性・実効性がないというのであれば、他の手段によって警告情報を周知させ、可能な限り他の対策を講じる必要があるといえる。建材メーカーは、製造販売したアスベスト含有建材が建物の建築に使用されている警告情報を、メーカーが廃業や倒産をしても長期間にわたって確実に情報が確実に伝達できるように、業界団体などを通じて情報を管理することが求められる。さらに、ガス湯沸器事故に関する前掲札幌地判（2）がいうように、業界団体などによる広報活動を通じて、改修・解体作業の事業者、作業従事者に情報を伝達することも有益である。このような手段によって、改修・解体作業の現場に情報が伝達されていれば、新築建物の建築作業の従事者に対する建材に付される警告情報の表示と同様に、粉じんばく露の防止対策を促す実現性・実効性が認められるといえる。建材メーカーは粉じんのばく露によって重篤な石綿関連疾患にり患する可能性についての医学的知見が確立し、そのような最新の情報を認識しまたは認識できる状況のもとで、すでに使用されてきた有害なアスベストを含有する建材を、大量に製造販売しているのであり、東京スモン訴訟判決がいうように、結果回避義務が加重されて、作業従事者に対するだけでなく、一般の市民に対しても、上記のようにして警告情報を伝達する手段を確保するほか、事業者と協働するなどして建材を使用した建物から粉じんが飛散しな

い対策を講じる義務を負うものといえる。

2 他の事業者の結果回避義務の競合

医薬品のなかには、注射剤、麻酔薬など医療用医薬品として、医師が患者に投与するものがある。医療用医薬品による副作用被害において、専門的な知識のある医師によって患者に投与されているにもかかわらず、製薬会社が結果回避義務を負うのか否かが争われている。このような事案として、大腿四頭筋短縮症訴訟判決（福島地白河支判昭和58年3月30日判時1075号28頁、名古屋地判昭和60年5月28日判時1155号33頁）がある。また、ガス湯沸器事故の事案においても、ガス事業者や修理業者なども安全対策に関与し得るのであり、東京地判平成24年12月21日判時2196号32頁において、このような状況のもとでメーカーが結果回避義務を負うのか否かが争われた。

(1) 薬害

前掲福島地白河支判昭和58年3月30日は、製薬会社が負う高度の結果回避義務について、医師が患者に使用する注射剤について、次のように判示して、製薬会社が高度の結果回避義務を負うものと解した。

「現代社会では医薬品は商品として流通過程に置かれ大量に消費されているが、最終的な消費者である国民（患者）は、医薬品の安全性を判定する能力を欠いており、医学、薬学等の専門的知識を有する医師においても、通常、自らの手で医薬品の安全性を個別に確かめることは不可能若しくは著しく困難である。そのため、医薬品が安全性を欠いていた場合、広範囲の消費者がその生命・健康に重大な被害を受けるおそれがある。そして、製薬会社は、右のような危険性を伴う医薬品を製造・販売して利潤を追求しているものであり、医薬品の開発から販売までの全過程を支配している。」「製薬会社は、医薬品の製造・販売を開始するときはもとより、製造・販売開始後も常時、その時点における最高の知識と技術をもって、医薬品の安全性を確認すべき義務を課せられている」という。

次いで、前掲名古屋地判昭和60年5月28日は、次のように判示して、製薬会社が安全性を確保する結果回避義務を負う根拠を明確にした。

「医薬品を自ら製造する者は、これを創り出したものとして、その安全性を第一に確保すべき立場にあると言うべく、その製造及びこれに続く販

売の過程を通じて、高度の注意義務を尽くしてその安全性を確保につとめなければならない。」「医師が特定の製品の用法の当否について自ら吟味することは殆んど不可能であると考えられるのに対し、当該医薬品の副作用について最も調査能力等を有するのは製造者等であると考えられるのであるから、一定の用法による副作用の発現について情報を医師に提供すべきものは右製造者等である。」「当該事項が一般の臨床医には余り知られておらず、そのため、用法を誤ることによって、危険性が高まり、添付文書等への義務的記載事項となる」ので、「義務的記載事項の不記載は、違法となる」という⁽¹⁶⁾。

医療用医薬品においても、製薬会社は、医薬品を製造販売する事業者として、「医薬品の開発から販売までの全過程を支配して」、医薬品を製造販売して収益を上げている。これらの判決によれば、製薬会社は、医薬品の副作用に関する専門的な知識があり、最新の情報を調査して入手できる立場にあるのに対して、医師は、医療に必要な薬学の知識を有するが、患者に投与する医薬品の副作用について最新の情報を入手できる立場にないので、製薬会社は、患者の副作用被害を回避するために、副作用に関する最新の警告情報を医師に提供するなどして、医薬品の安全を確保する義務を負うことになる。

(2) ガス湯沸器事故

前掲東京地判平成 24 年 12 月 21 日は、被告メーカーについて、「従前の事故防止策が再発防止（サービスショップに対する指導）だけでは不十分であったこと」、「通産省や関連団体による事故防止対策が不十分であったこと」、「ガス事業者による自主的な再発防止策がとられなかったこと」、及び「残存台数が相当数存在すること」を認めたとうえで、次のように判示した。

「ハンダ割れによるコントロールボックスの故障等により、安全装置が短絡された本件 7 機種が全国に存在していること、安全装置を短絡された機器が通電のない状態で使用されれば、一酸化炭素中毒事故が生じる危険性が高いこと、さらに従前行ってきた自社内やサービスショップに対する注意喚起、修理の機会を利用した停電時遮断点検及び短絡発見並びに通産省及び関連団体に対する働きかけや行政指導という対策では、これまでに短絡された機器を全て発見することはできておらず、同種事故の再発の危

危険があることを具体的に予見できた、又は容易に予見可能であったというべきであり、従前の対策によって本件7機種に係る短絡による事故の再発防止が十分にされていると信じたとすれば、過失がある」。

「短絡による一酸化炭素中毒事故が発生した場合の結果の重大性にかんがみれば、」「本件事故を回避するために、①本件7機種の所有者、使用者等に短絡事故の危険性を告知し、当該機種の使用を中止すべきことを告知する義務、②製造・販売されている本件7機種につき、直ちに一齐点検・回収を行う義務が発生していた」という。

判決によれば、被告メーカーが製造販売したガス湯沸器について、製品使用者の死傷事故は、ガス事業者や修理業者による安全対策によって、また、行政指導によっても回避することができるが、これらによる対策が不十分であり、製品使用者の生命・身体の安全を確保するには、製造業者による警告情報の伝達や一齐点検・改修の措置が不可欠であると解して、他の事業者や行政による対策が求められるにも関わらず、被告メーカーらの過失責任が認められている。

(3) 建材メーカーの責任

建設アスベスト訴訟の事案において、【5】最高裁判決、多数の下級審判例は、改修・解体作業においては、建材メーカーでなく、作業を実施する事業者が、雇用契約における安全配慮義務を履行して、作業従事者の健康被害を回避するものと解している。下級審判例のなかには、労働省通達や労働法規による行政規制の対象が、建材メーカーでなく、工事を行う事業であることを根拠として挙げるものが多い。

上述したように、建材メーカーは、アスベストの危険性に関する情報を十分に認識しまたは認識できる立場において、安価な防火剤・断熱材としてアスベストを含有する建材を製造販売して収益を上げている。これに対して、建設工事の事業者、とくに一人親方や零細企業は、新築建物の建築作業においても、また、建物の改修・解体作業においても、建材にどのような有害物質が含有されていて、作業従事者がその物質にばく露されていかなる疾患に罹患する危険性があるのかを自ら調査して把握することは困難である。最新の情報にアクセスできる建材メーカーからの情報がなければ、安全配慮義務を履行することはできないのである。作業従事者は、自らの生計を維持するために、建材の安全性を信頼して作業に従事するほか

はない。

このような状況のもとで、建物の改修・解体作業において、作業従事者が粉じんにはばく露されて重篤な石綿関連疾患に罹患することを防止する対策を講じるには、(1)(2)でみたように、アスベストの危険性について専門的知識や最新の情報を調査して入手できる立場にある建材メーカーによって、工事を行う事業者を介して、作業従事者に警告情報が伝達されることが不可欠である。2020年の大気汚染防止法の改正によって、事前調査の方法が法定化され、一定規模以上の建築物につき元請業者等による事前調査結果を都道府県に報告することが義務づけられたのは、建材メーカーが上述した結果回避義務に基づく健康被害を回避する対策を講じてこなかったことにも起因して、工事を行う事業者がアスベスト建材の使用状況を把握できていないことに対処するためである⁽¹⁷⁾。行政規制が事業者になされていることを根拠に、建材メーカーが結果回避義務を負わないということとはできない。そもそも、二でみたように、新築建物の建築作業においても、労働法規や労働省通達によって規制されるのは、建材メーカーでなく、工事を行う事業者であり、このような行政規制のもとで、建材メーカーの警告表示義務違反を認める判例が積み上げられているのである。

3 建材メーカーの責任と民法719条1項後段の類推適用

判例の考察を通じて、民法709条の過失責任における建材メーカーの結果回避義務は次のように解されることになる。建材メーカーは、建材を製造販売して、新築建物の建築に使用されてその建物が改修・解体されるまで、建材を使用する作業従事者が粉じんにはばく露されて重篤な石綿関連疾患に罹患することを防止する対策を講じて、作業従事者の健康被害を回避する高度の注意義務を負う。これまで判例によって認められてきた、新築建物の建築作業従事者に対して建材に付して警告情報を表示する義務を負うだけでなく、改修・解体作業従事者に対しても、業界団体を通じるなどして、警告情報を管理し、広報活動を行うことなどによって、健康被害を回避する義務を負う。さらに、警告情報を伝達する手段を確保するにとどまらず、事業者と協働するなどして建材を使用した建物から粉じんが飛散しない対策を講じる義務を負う。建物の改修・解体作業において、作業従事者が粉じんにはばく露されることを防止するために、建材メーカーによって警告情報が事業者に伝達されることが必要であり、労働法規や労働省通

達による行政規制が工事を行う事業者になされていることを理由として、建材メーカーが結果回避義務を免れることはない。

このようにして、改修・解体作業の従事者について、建材メーカーの結果回避義務違反が認められる場合に、民法719条1項後段を類推適用することができるか否かが問題となる。

[2] 最高裁判決は、新築建物の建築作業従事者について、①「建材現場到達事実が認められ得る石綿含有建材を特定する過程で」、「個別的要因の影響の相当部分は考慮されている」、②「特定された石綿含有建材の同種の建材の中でのシェアが高ければ高いほど、また、特定の本件被災者がその建材の製造期間において作業をした建設現場の数が多ければ多いほど、建材現場到達事実が認められる蓋然性が高くなる」、③「他に考慮すべき個別的要因が具体的に指摘されていないときには、上記のシェア及び上記の建設現場の数を踏まえた確率計算を考慮して建材現場到達事実を推認することは可能である」として、「相応の信用性」のある国土交通省データベースに掲載された市場シェアによって、建材現場到達事実を推認することを認めている。

[13] 神奈川2陣控訴審判決は、改修・解体作業従事者についても、被告メーカーらによる結果回避義務違反を認めたところ、作業の種類に応じて作業現場に到達した建材として、吹付け剤、内装材など種類を特定することによって現場到達事実を推認して、被告メーカーの適格性を認定したうえで、民法719条1項後段を類推適用する。作業従事者の就業期間においては、建材メーカーがその就業期間までの責任期間に製造販売した建材が作業現場の建物に使用されている可能性がある。その期間に作業現場に到達した可能性が高い建材の種類を特定して、その建材についてその期間の市場シェアに基づいて、改修・解体作業現場に建材が到達した事実を推認することは可能である。[1] 最高裁判決によれば、被告建材メーカーらの集团的寄与度を認定するにあたっては、被告らが製造販売した建材の市場シェアだけでなく、諸般の事情を総合的に考慮するのであり、被告らが製造販売した建材による粉じんのばく露量の割合と被告らが負担する損害賠償責任の割合が一致することが求められていない⁽¹⁸⁾。このような市場シェアによるのでは、建材が作業現場に到達した蓋然性が低く見積もられるが、作業従事者が就業した作業現場の数を多く求めることによって、被告が製造販売した建材が作業現場に到達した事実を推認することができる

建設アスベスト訴訟における改修・解体作業従事者に対する建材メーカーの責任

といえる⁽¹⁹⁾。調査官解説によれば、建材メーカーは、市場シェアや販売量について自社や業界の資料を通じて反証を挙げることができる立場にあり、メーカーが具体的な反論や反証をしないことは、「建材現場到達事実の認定において不利に考慮されてもやむを得ない事情である」ことが指摘されている⁽²⁰⁾。

五、今後の課題

本稿では、建設アスベスト訴訟の事案において、最高裁判決（【5】判決）を契機として、建材メーカーが改修・解体作業従事者にしてどのような内容の結果回避義務を負うのかを、薬害やガス湯沸かし器事故における製造業者の結果回避義務について判示した判例を考察することを通じて検討した。建材メーカーは、すでに防火剤や断熱材として使用されていたアスベストの有害性についての医学的知見が確立されるなかで、アスベストを含有する建材を製造販売するのであり、建材を取り扱う作業従事者だけでなく、広く一般の市民に対しても、警告情報を伝達することなどによる可能な限りの手段を尽くして健康被害を回避する義務を負うことを明確にした。

これまでに公表した論稿においても論じてきたが⁽²¹⁾、アスベストによる健康被害を広く救済するには、建設石綿給付金法を改正して、国だけでなく、建材メーカーも、製造販売した建材が石綿関連疾患にり患させるリスクの程度に応じて費用を負担することによって、建材の製造期間や作業従事者の就業期間を限定することなく、新築建物の建築における屋外作業の従事者だけでなく、屋内作業の従事者も含めて、改修・解体作業の従事者についても広く健康被害を補償する内容にすることが公平に適うものである。建設業の従事者だけでなく、造船業、製造業、運送業など様々な労働に従事して粉じんにはばく露されて石綿関連疾患にり患した者についても、このような補償制度を整備することが必要である。建物に使用される建材から、粉じんが飛散することによって、建物の居住者や利用者、建物周辺の住民や就労者が石綿関連疾患にり患する健康被害を救済するためには、石綿健康被害救済法を改正して、医療費のほかに生活補償の給付がなされることも検討する必要がある。

注

- (1) 調査官解説として、中野琢郎「判解」曹時74巻4号(2022)75頁。【1】判決のほか、【2】判決も含めて、最高裁判決を総合的に考察する特集として、「建設アスベスト訴訟最高裁判決の意義と課題」法時93巻11号(2021)50頁、「アスベスト被害救済と建設アスベスト訴訟最高裁判決の意義」環境と公害51巻3号(2022)2頁。建材メーカーの責任を詳細に考察する判例研究として、石橋秀起「建設アスベスト訴訟における建材メーカーの集団的寄与度に応じた連帯責任」立命館法学399=400号(2022)1頁、吉村良一「建設アスベスト訴訟最高裁判決」末川民事法研究9号(2022)73頁。調査官解説を踏まえて考察する論稿として、大塚直「共同不法行為・競合不法行為論」民商158巻5号(2023)26頁。
- (2) 調査官解説として、宮崎朋紀「判解」曹時74巻4号(2022)190頁。関連判例を含めて考察するものとして、加藤新太郎「建設アスベスト訴訟における建材現場到達事実の立証・事実認定に関する経験則違反・採証法則違反」NBL1205号(2021)101頁。
- (3) 国土交通省HP；https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kensetsu_kyufukin.html
- (4) 判例解説として、山城一真・法教505号(2022)137頁。
- (5) 拙稿「建設アスベスト訴訟における建材メーカーの警告表示義務」吉村良一先生古稀記念論文集『現代市民社会における法の役割』（日本評論社、2020）263頁。
- (6) アスベストによる健康被害の全体像について、森永謙二編著『アスベスト汚染と健康被害（第2版）』（日本評論社、2006）、中皮腫・じん肺・アスベストセンター編『アスベスト禍はなぜ広がったのか』（日本評論社、2009）、宮本憲一「史上最大の社会的災害か」環境と公害35巻3号3(2006)7頁、「アスベスト被害救済の課題」環境と公害38巻4号(2009)2頁、村山武彦「アスベスト汚染による将来リスクの定量的予測に関する一考察」環境と公害32巻2号(2002)31頁。
- (7) 拙稿・前掲注(5)290頁。
- (8) 改修作業において、新たな建材を使用する作業をする場合には、新築建物の建築作業と同様に、被告メーカーに警告表示義務違反が問われることになる。
- (9) 山城・前掲注(4)137頁。
- (10) 拙稿・前掲注(5)278~286頁。
- (11) 北陸スモン訴訟判決（金沢地判昭和53年3月1日判時879号26頁）、京都スモン訴訟判決（京都地判昭和54年7月2日判時950号87頁）もまた、製薬会社が高度の結果回避義務を負う根拠として、同様に判示する。

北陸スモン訴訟判決は、「医薬品が大量に消費される現代社会において、安全性につき十分な確認がなされないまま一般の流通におかれた場合、一般消費者としては、医薬品の安全性につきこれを判定する能力を殆んど欠いており、そのため医薬品製造業者を信頼するほかない状況にあることに照らすと、安全性

建設アスベスト訴訟における改修・解体作業従事者に対する建材メーカーの責任

に欠陥のある医薬品のもたらす被害は、質量ともに測りしれないものとなるおそれが多分にあるといわなければならない。」「医薬品の性質、一般消費者のおかれた無防備ともいうべき立場、及び安全性を欠如した医薬品のもたらす結果の重大性に照らし、また薬品製造業者は、医薬品を製造、販売することによって利潤を得ている」と判示した。

京都スモン訴訟判決は、「医薬品の被提供者は貴重な人間の生命、健康保全のため医薬品に頼るのであるが、使用前に当該医薬品のもつ性質を検討する機会、能力経験はないかあっても少なく、能書や宣伝を信じてこれを用うる以外に方法のない状態にあり本件スモン患者の例が示しているように事前にその重大な反作用を知ることは不可能である」のに対して、「被告製薬会社らは企業として医薬品を製造、輸入、販売することで利潤をあげようとするのであり医薬品のもつ前記のような性質を十分に知りかつ知らねばならぬものである」と判示した。

- (12) 潮見佳男『不法行為法Ⅱ（第2版）』（信山社、2011年）390～391頁。
- (13) 消費者庁消費者安全課編『逐条解説製造物責任法（第2版）』（商事法務、2018）7頁。
- (14) 2005年ころ、尼崎市の工場周辺に居住する住民らが工場から飛散するアスベスト粉じんによって中皮腫などに罹患したことが判明した。泉南アスベスト訴訟判決（大阪高判平成23年8月25日判時2135号60頁）では、工場周辺で農業に従事する住民も原告として国に賠償請求を求めたが、工場の安全を確保する労働法規によって保護される対象ではないとして、請求が棄却されている。
- (15) 循環型社会形成推進基本法のもとでは、製造業者は、廃棄物を抑制し、使用を終えた製品を再利用する拡大生産者責任を果たすことが求められている。製造販売した製品の欠陥については、その製品が通常の使用を終えるまで、建物については新築から解体されるまで、製品事故の結果回避義務を負うものと解すべきである。
- (16) 福岡スモン訴訟判決（福岡地判昭和53・11・14判時910号33頁）は、「医師には、公認された医薬品の安全性を自ら確認する義務があるかどうか疑問であり、公定書の解説書或いは製薬会社の能書、パンフレット等の記載に従って処方すれば、一応その注意義務を果たしたものと解されるべきであり、更に、右用法、用量の記載は一応の目安にすぎず、医師を拘束するものではなく、医師はこの目安を参考にして、個々の患者別に自分の専門的判断によって用法、用量を決めるものと考えられているのであるから、医師に対する適切な情報が提供されなかった以上は、発現した副作用に対する責任を医師に負わせるべき理由はない」と判示する。
- (17) 環境省 HP；https://www.env.go.jp/air/air/post_48/20210909leaflet.pdf
- (18) 中野・前掲注（1）163頁。
- (19) 宮崎・前掲注（2）203頁。
- (20) 宮崎・前掲注（2）203～204頁。

- (21) 拙稿「建設アスベスト補償基金制度について」成蹊法学95号(2022)67頁。